

### 預金口座振替規定

1. 当行に請求書が送付されたときは、お客さまに通知することなく請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払います。この場合、各種預金規定にかかわらず、預金通帳および払出請求書の提出なしで引落しを行います。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払出すことのできない金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）をこえるときは、お客さまに通知することなく請求書を返却します。
3. この契約を解約するときは、当行に書面により届出てください。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納企業から請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出がない限り、当行はこの契約が終了したものとして取扱います。
4. 一部定期預金の預入については、本人確認資料にて本人確認を行ったうえで、お客さまからの定期預金預入の申出にもとづき、お客さまの普通預金口座から定期預金預入資金を引落しいたします。この場合、各種預金規定にかかわらず、預金通帳および払出請求書の提出なしで引落しを行います。
5. この預金口座振替について仮に紛議が生じても、当行の責による場合を除き、当行は責任を負いません。

以 上